

# 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長

参考1

過疎地域への企業誘致・雇用拡大を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合の特別償却の延長。

## 1 内容

- 個人又は法人が過疎地域内に建物、機械等の資産を取得して事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、資産の取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、経費に含めることができる。これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができる。

○税 目：所得税、法人税

○対象設備：

設備\業種	製造業	旅館業	コールセンター
建物、付属設備	○	○	○
機械、装置	○	-	○

○特別償却率：建物、付属設備 6/100；機械、装置 10/100

○取得価額：2,000万円超

## 2 適用期間

2年間(平成27年4月1日から平成29年3月31日)

## 3 参考

昭和45年 過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

(参考) 過疎地域自立促進特別措置法第30条

過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその付属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。